

刑事被告人の元弁護人の法律事務所への捜査に抗議する会長声明

2020年（令和2年）1月29日、東京地方検察庁の検察官らが、刑事被疑事件について、関連事件を担当した弁護士らの法律事務所の捜索を行った。同弁護士らが、刑事訴訟法105条に則り、押収拒絶権を行使したにもかかわらず、検察官らは、無断で裏口から同法律事務所に立ち入った。検察官らは、再三の退去要請を無視して長時間にわたり滞留した上、法律事務所内のドアの鍵を破壊し、事件記録等が置かれている弁護士らの執務室内をビデオ撮影するなどした。なお、検察官らが押収に至った物は、弁護士らが捜索が始まる前に任意に呈示していた書面等1袋のみであった。

弁護士には、秘密を委託される業務及びこの業務を利用する市民等を保護するため、押収拒絶権が保障されている（刑事訴訟法105条）。この秘密該当性の判断は、委託を受けた弁護士の専権に属するものとされている。そして、捜索は、押収物の発見を目的とするものであり、押収を拒絶された場合は、当然に押収対象物の捜索も許されない。

したがって、今回、押収拒絶権が行使され、立入りを拒まれているにもかかわらず、検察官らが、裏口から法律事務所に侵入し、要請を受けても退去せず、法律事務所内のドアの鍵を破壊し、執務室内をビデオ撮影するなどしたことは、正当化の余地のない違法行為である。

また、憲法は、被疑者及び被告人の防御権及び弁護人依頼権を保障しており、弁護人は、被疑者及び被告人の権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努めなければならない。対立当事者である検察官が、弁護人に対し、その権利を侵害する違法行為に及ぶことは、我が国の刑事司法の公正さを著しく害するものである。

さらに、このような検察官による違法な捜査は、国家権力から、被疑者及び被告人の権利及び利益を擁護するという弁護人の刑事弁護活動を大きく萎縮させようとするものであるとともに、社会一般の法律事務所における秘密の保持への信頼を破壊しかねず、憲法が保障する被疑者及び被告人の防御権及び弁護人依頼権をも侵害しかねない違法性の高い行為である。

そこで、当会は、この重大かつ明白な違法がある、東京地方検察庁による違法な令状執行に強く抗議するとともに、同様の行為を二度と繰り返すことのないよう求めるものである。

加えて、本件の捜索に関し、本件が法律事務所への捜索であること、検察官の捜索に際しては弁護士が押収拒絶権を行使すること、令状が発付されれば検察官が法の解釈適用を誤り違法な捜査を強行することは、令状を発付した裁判官にとっては明白であった。

それにも関わらず、安易に令状を発付したことは、令状主義の趣旨にかんがみて明ら

かに不当であるだけでなく、裁判官自体も国の刑事司法の公正さを著しく害する行為に加担したといえる。

そこで、当会は、この点についても強く抗議し、裁判官に対し、適正手続きの実現を求めるものである。

2020年（令和2年）3月16日

茨城県弁護士会

会 長 根 本 信 義